

趣旨

現下の子ども及び子育て家庭をめぐる状況に鑑み、平成24年度からの恒久的な子どものための金銭の給付の制度に円滑に移行できるよう、平成23年度における子ども手当の支給等について必要な事項を定める。

概要

(1) 支給額・支給期間

- ・3歳未満：月額1万5千円
- ・3歳以上小学校修了前(第1、2子)：月額1万円
- ・中学生：月額1万円
- 〃 (第3子以降)：月額1万5千円
- ・支給等の事務は市区町村(公務員は所属庁)
- ・支給期間は平成23年10月分～平成24年3月分。支払月は平成24年2月、6月。

(2) 費用負担 児童手当分を児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担。(公務員については所属庁が負担)

(3) その他

- ①子どもに対しても国内居住要件を設ける(留学中の場合等を除く)
- ②児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給する形で手当を支給
- ③未成年後見人や父母指定者(父母等が国外にいる場合のみ)に対しても、父母と同様(監護・生計同一)の要件で手当を支給(父母等が国外居住の場合でも支給可能)
- ④監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合は、子どもと同居している者に支給(離婚協議中別居の場合に支給可能、単身赴任の場合を除く)。
- ⑤保育料を手当から直接徴収できるようにする。学校給食費等については、本人同意により手当から納付することができる仕組みとする。
- ⑥地域の実情に応じた子育て支援サービスを拡充するための交付金を設ける

(4) 検討規定

- ①政府は、平成24年度以降の恒久的な子どものための金銭の給付の制度について、この法律に規定する子ども手当の手当額等を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基本として、法制上の措置を講ずるものとする。その際、地方自治法に規定する全国的連合組織の代表者その他の関係者と十分に協議を行い、これらの者の理解を得るよう努めるものとする。
- ②法制上の措置を講ずるに当たっては、所得制限について、その基準について検討を加えた上で、平成24年6月分以降の給付から適用することとし、併せて当該制限を受ける者に対する税制上又は財政上の措置等について検討を加え、所要の措置を講ずるものとする。

施行日

平成23年10月1日

「全国子ども手当主管課長会議資料」(平成23年9月8日)より抜粋

施設入所等子どもに係る
子ども手当支給事務について
(案)

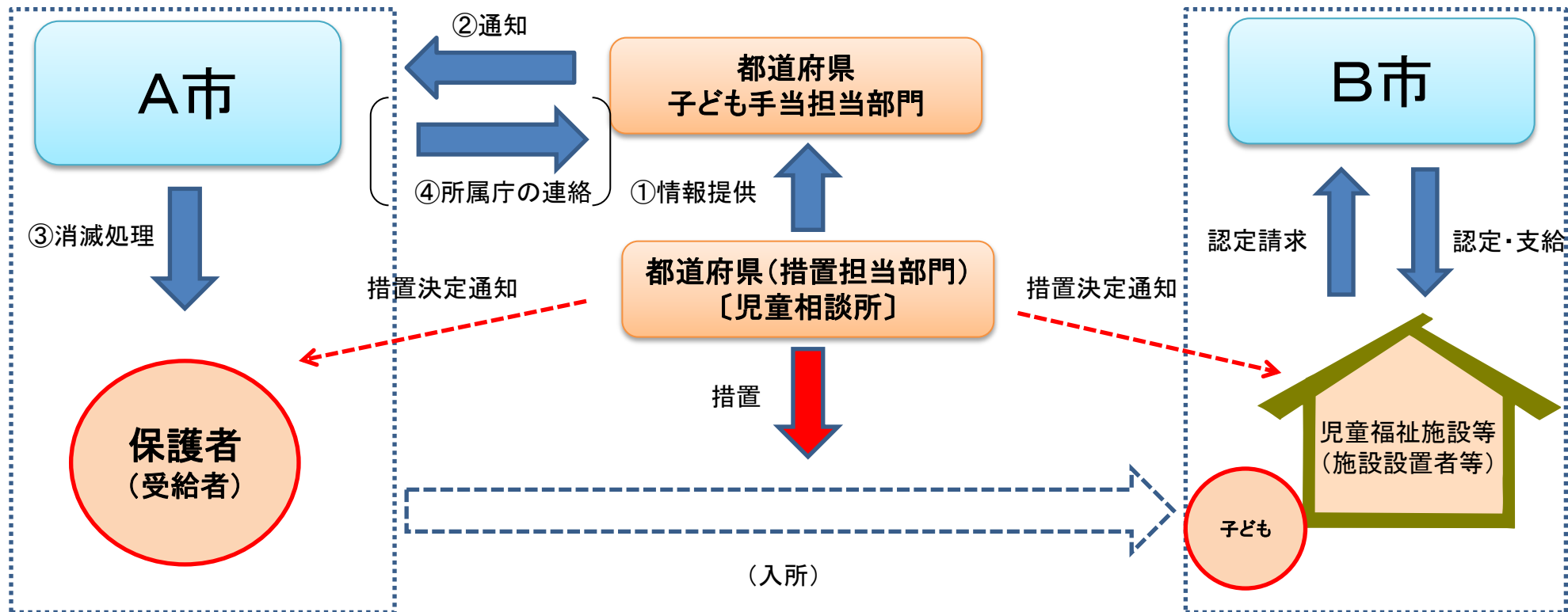
1. 児童福祉施設等に入所の場合

(1) - ①入所時(措置入所の場合)

- 都道府県(※1)の措置により、児童福祉施設等(※2)に入所している子どもにかかる手当については、施設設置者・里親等への支給となるが、これまでは当該子どもの保護者に支給されていたことから、当該子どもの保護者との二重支給を防止する必要がある
- このため、都道府県が保護者の住所地の市町村へ措置した旨を通知することにより、二重支給を防止し、適切な認定を担保する

※1: 救護施設及び更生施設の場合は市及び福祉事務所設置町村を含む。それ以外の施設(婦人保護施設を除く)については、指定都市及び児童相談所設置市を含む(以下、(1)及び(2)において同じ。)

※2: 児童福祉施設等: 小規模住居型児童養育事業を行う者、里親、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、救護施設、更生施設、婦人保護施設



【事務の流れ】

- ① 都道府県の措置担当部門(児童相談所)は、児童を措置した際、子ども手当担当部門に対して措置児童に係る情報(措置年月日、児童の氏名、児童の住所(措置前)、保護者の氏名・住所、(保護者が公務員であり、勤務先を把握している場合は所属庁))を提供

※施設設置者等への支給の対象とならない短期間の措置の場合は、情報提供は不要

- ② 都道府県の子ども手当担当部門は、保護者の住所地の市町村(A市)に対して、措置児童に係る情報を通知

- ③ 通知を受けたA市は、保護者(=受給者)の消滅処理等を行う

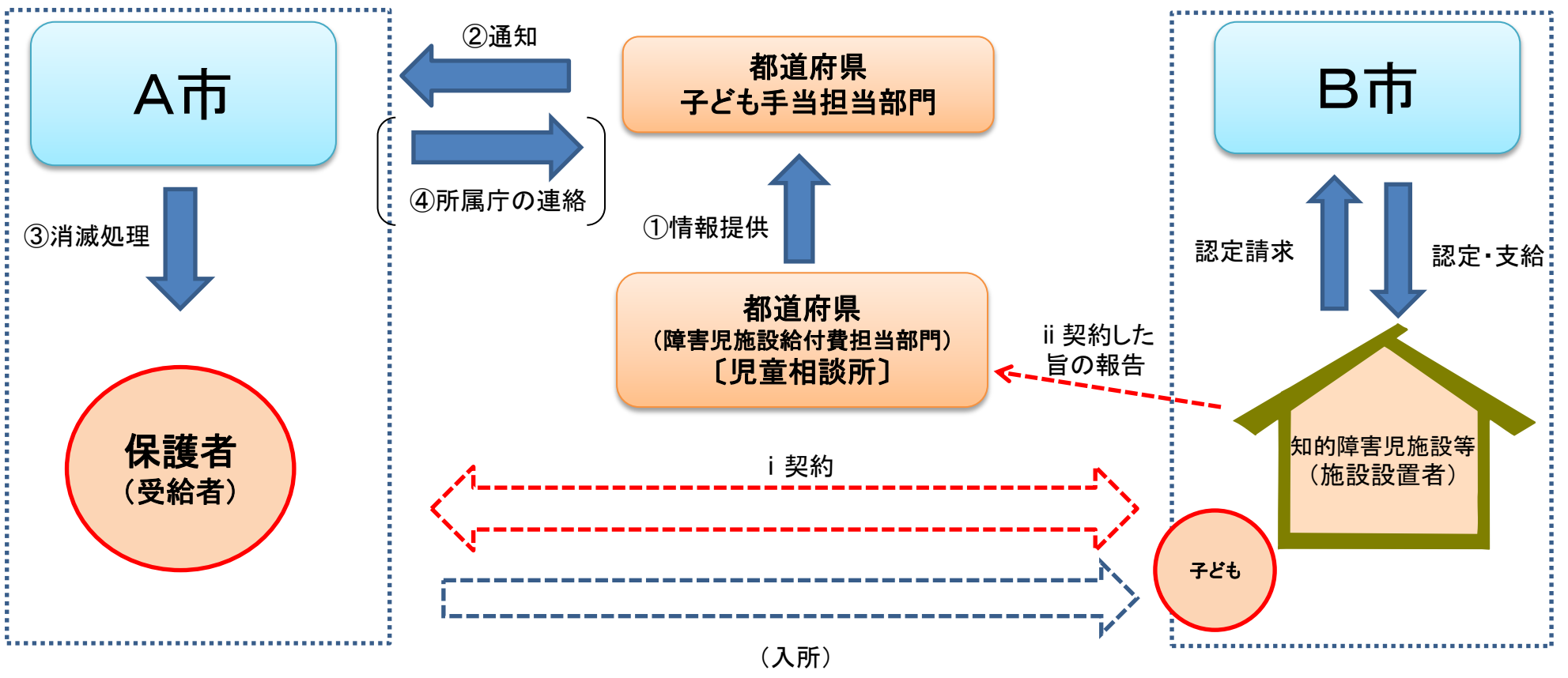
- ④ A市自らが支給を行っていない場合(保護者が公務員である場合)には、A市は当該保護者の所属庁の確認に努め、所属庁の名称を都道府県に報告する → 報告を受けた後の都道府県及び所属庁の事務は上記②及び③に準じる

※ A市が消滅処理を行った後に、当該保護者が他の市町村へ転出したことを把握した場合には、当該転出先市町村へ連絡を行う

(1) - ②入所時(契約入所の場合)

○ 保護者と児童福祉施設等の契約に基づき入所している子どもについては、児童福祉法に基づく障害児施設給付費の支給を行う都道府県が把握していることから、当該都道府県が保護者の住所地の市町村へ入所した旨を通知することにより、二重支給を防止し、適切な認定を担保する

※ 知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設(以下、「知的障害児施設等」という。)については、保護者と施設の契約により、子どもが入所する場合があります



【事務の流れ】

○ 子どもが知的障害児施設等に入所した場合、入所契約した時点(i)で都道府県に対して当該施設から報告があるため(ii)、都道府県で入所事実を把握することが可能

① 知的障害児施設等からの報告により、入所事実を把握した都道府県の障害児施設給付費担当部門(児童相談所)は、子ども手当担当部門に対して当該児童に係る情報(入所年月日、児童の氏名、児童の住所(入所前)、保護者の氏名・住所(保護者が公務員であり、勤務先を把握している場合は所属庁))を提供

※施設設置者等への支給の対象とならない短期間の措置の場合は、情報提供は不要

② 都道府県の子ども手当担当部門は、保護者の住所地の市町村(A市)に対して、入所児童に係る情報を通知

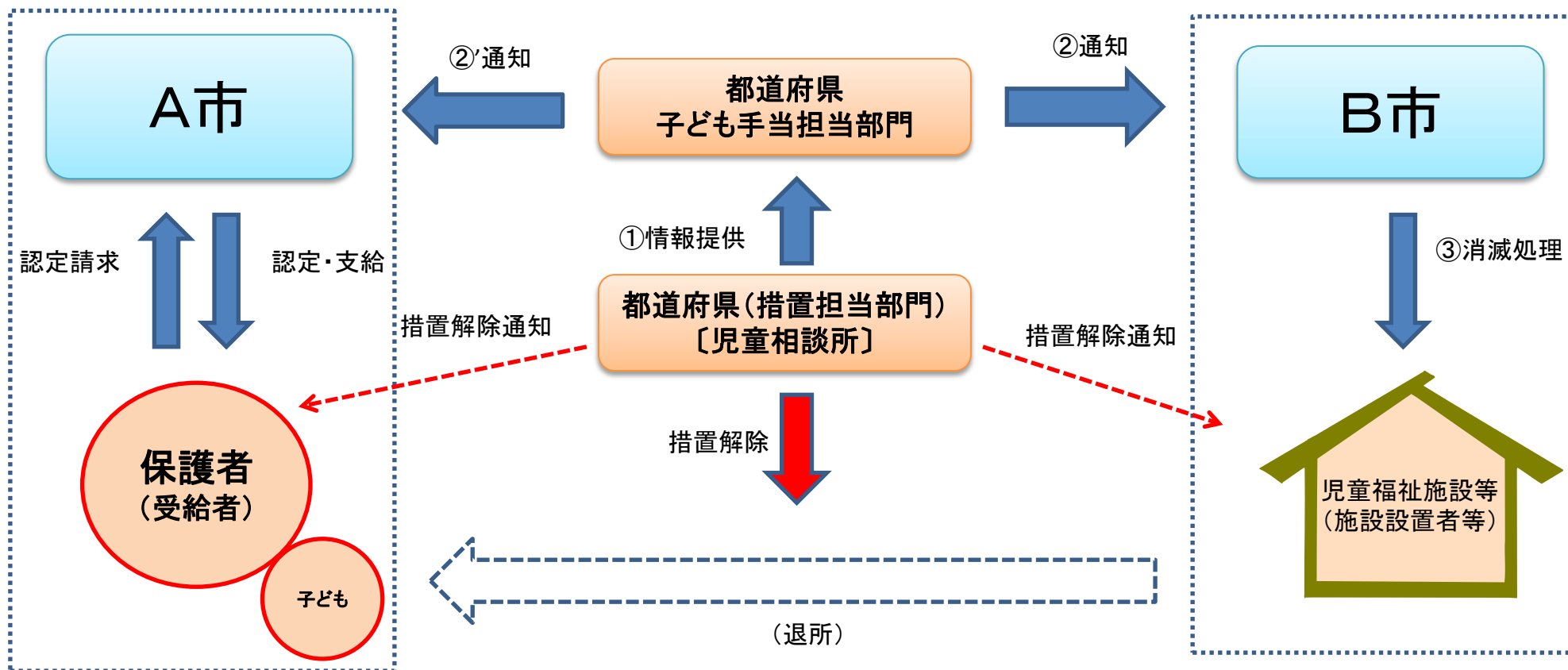
③ 通知を受けたA市は、保護者(=受給者)の消滅処理等を行う

④ A市自らが支給を行っていない場合(保護者が公務員である場合)には、A市は当該保護者の所属庁の確認に努め、所属庁の名称を都道府県に報告する → 報告を受けた後の都道府県及び所属庁の事務は上記②及び③に準じる

※ A市が消滅処理を行った後に、当該保護者が他の市町村へ転出したことを把握した場合には、当該転出先市町村へ連絡を行う

(2) - ①退所時(措置入所の場合)

- 措置解除を行う都道府県が施設・里親等の所在する市町村及び保護者の住所地の市町村へ通知することにより、二重支給を防止し、適切な認定を担保する

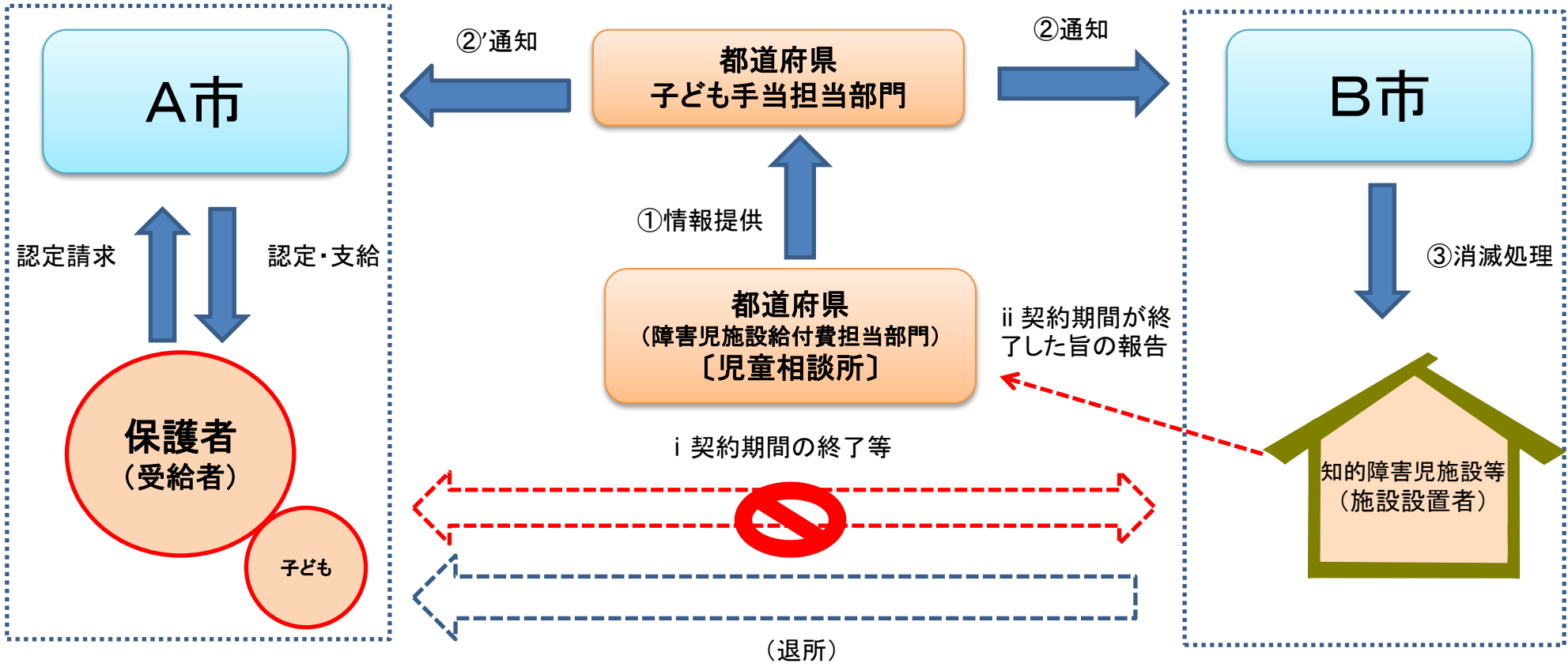


【事務の流れ】

- ① 都道府県の措置担当部門(児童相談所)は、児童を措置解除した際、子ども手当担当部門に対して措置児童に係る情報(措置年月日、児童の氏名、児童の住所(措置前)、保護者の氏名・住所、施設・里親等の所在市町村)を提供
- ② 都道府県の子ども手当担当部門は、児童福祉施設・里親等の所在地の市町村(B市)に対して、措置児童に係る情報を通知
- ②' また、保護者の住所地の市町村(A市)に対しても②と同様に通知(保護者から申請があった場合、A市が適切に認定できるようにする)。保護者が公務員である場合は、所属庁に対して②と同様に通知する。
- ③ 通知を受けたB市は、児童福祉施設等設置者(=受給者)の消滅処理等を行う

(2) - ②退所時(契約入所の場合)

○ 保護者と児童福祉施設等の契約に基づき入所している子どもについては、児童福祉法に基づく障害児施設給付費の支給を行う都道府県が把握していることから、当該都道府県が施設の所在する市町村及び保護者の住所地の市町村へ退所した旨を通知することにより、二重支給を防止し、適切な認定を担保する



【事務の流れ】

○ 子どもが知的障害児施設等を退所した場合、契約期間が終了した時点(i)で都道府県に対して当該施設から報告があるため(ii)、都道府県で退所事実を把握することが可能

- ① 知的障害児施設等からの報告により、退所事実を把握した都道府県の障害児施設給付費担当部門(児童相談所)は、子ども手当担当部門に対して当該児童に係る情報(入所年月日、児童の氏名、児童の住所(入所前)、保護者の氏名・住所、施設の所在市町村)を提供
- ② 都道府県の子ども手当担当部門は、施設の所在地の市町村(B市)に対して、退所児童に係る情報を通知
- ②' また、保護者の住所地の市町村(A市)に対しても②と同様に通知(保護者から申請があった場合、A市が適切に認定できるようにする)。保護者が公務員である場合は、所属庁に対して②と同様に通知する。
- ③ 通知を受けたB市は、知的障害者施設等設置者(=受給者)の消滅処理等を行う

【入所時及び退所時の申請等の勧奨について】

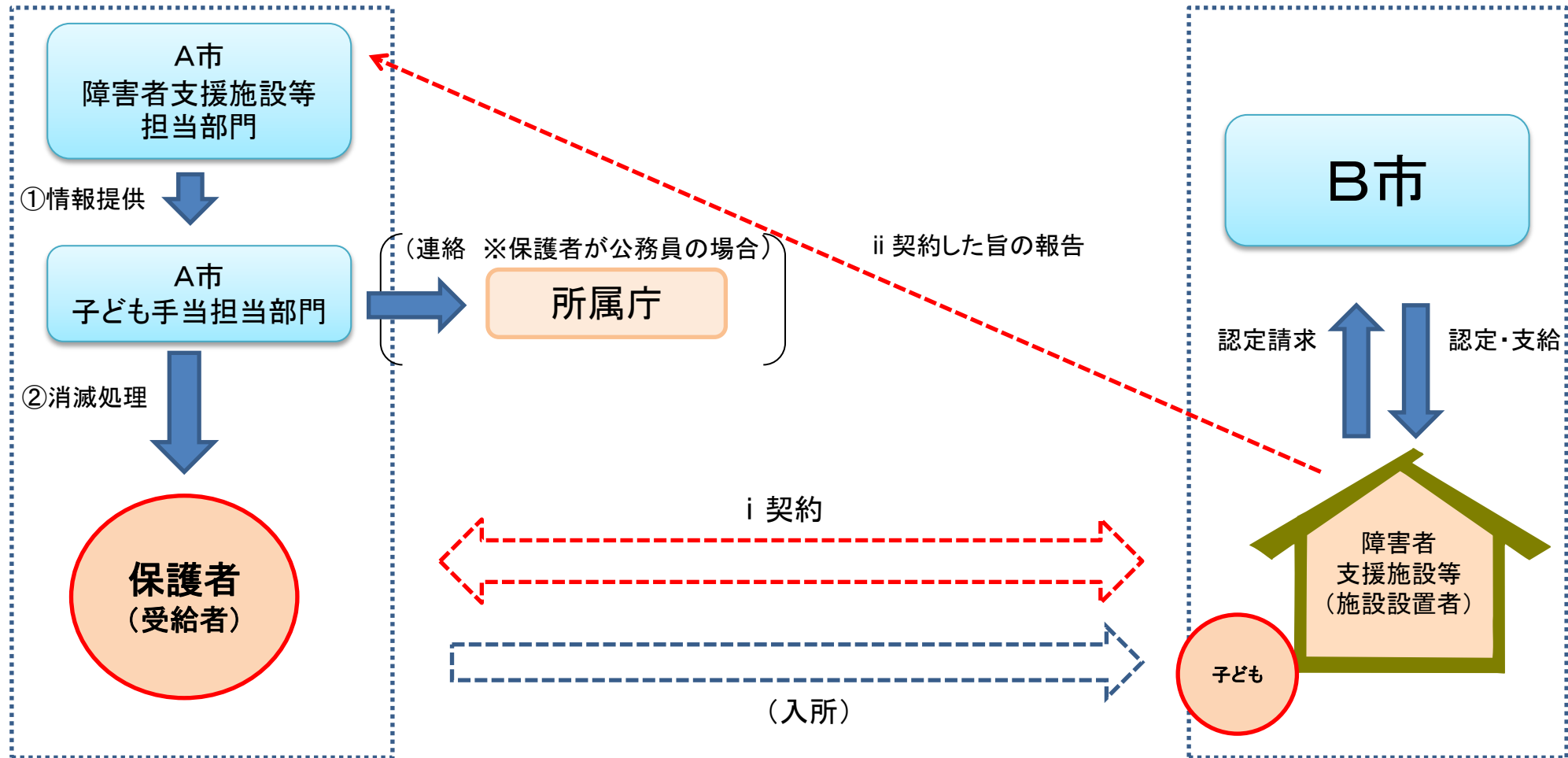
以上、(1)及び(2)の場合において、都道府県の措置担当部門等と子ども手当担当部門が連携し、例えば、措置決定通知書を通知する際に施設入所等子どもにかかる手当の取扱いを説明したリーフレット等(子ども手当担当部門が作成・依頼)を同封することにより、保護者や施設設置者・里親等に対して、申請の勧奨や消滅届提出を促すなどの取組を行われたいこと。

2. 障害者支援施設等に入所の場合

(1) 入所時(措置or契約)

- 障害者支援施設等(※)に入所している子どもについては、入所措置又は障害者自立支援法に基づく介護給付費等の支給を行う市町村(保護者の居住地の市町村:A市)が把握していることから、当該市町村は把握時点で保護者(=受給者)の消滅処理を行う。

※障害者支援施設、心身障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、のぞみの園



【事務の流れ】

○ 子どもが障害者支援施設等に入所した場合、入所契約した時点(i)で子どもの入所前の居住地の市町村(A市)に対して施設等から報告があるため(ii)、A市において入所事実を把握することが可能(措置入所の場合もA市が行うため把握可能)

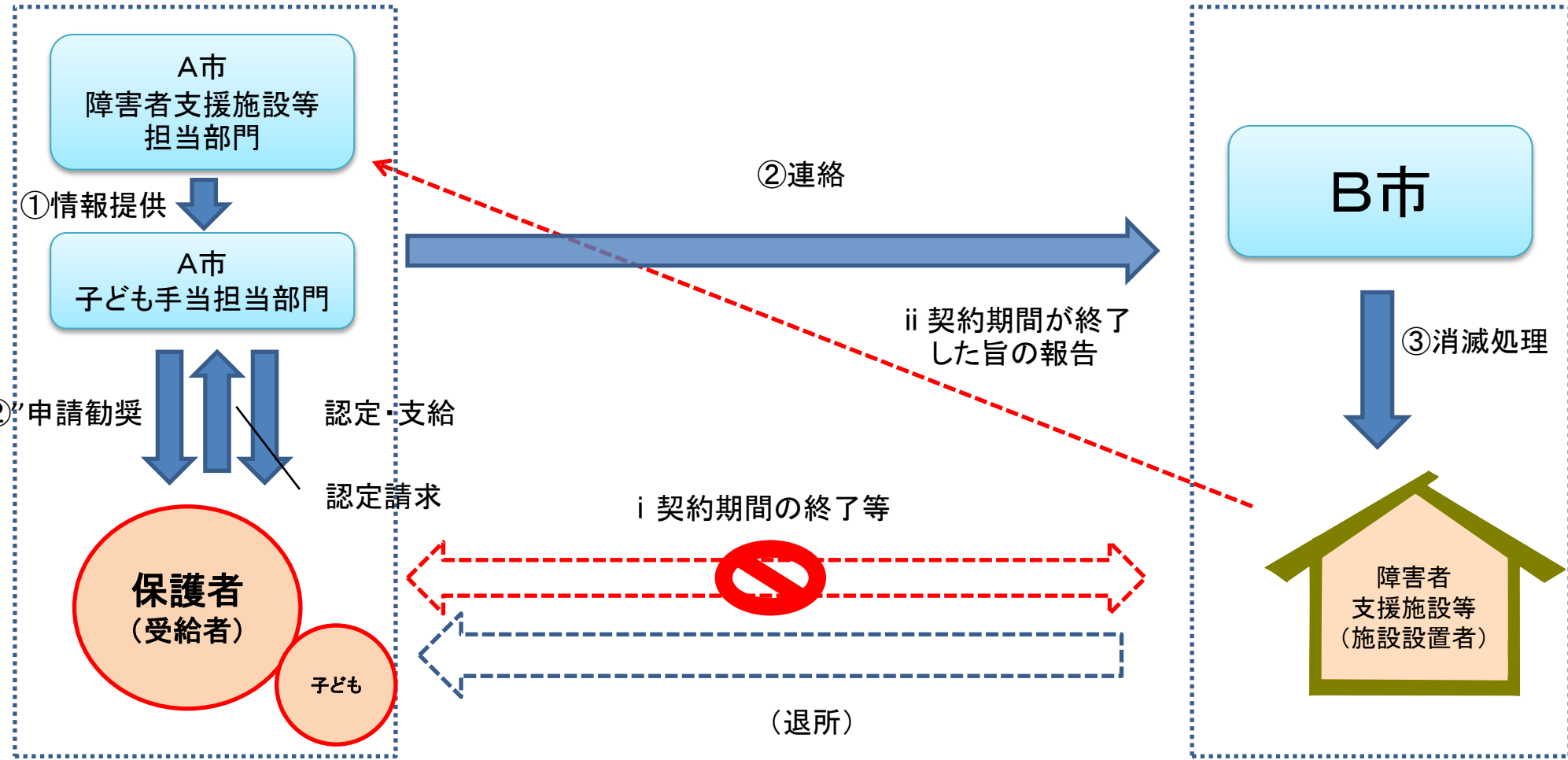
- ① 施設等からの報告により、入所事実を把握したA市の障害者施設等担当部門は、子ども手当担当部門に対して児童に係る情報(入所年月日、児童の氏名、児童の住所(入所前)、保護者の氏名・住所)を提供

※施設設置者等への支給の対象とならない短期間の措置の場合は、情報提供は不要

- ② 情報提供を受けたA市の子ども手当担当部門は保護者(=受給者)に対して消滅処理等を行う。A市自らが支給を行っていない場合(保護者が公務員である場合)には、A市は当該保護者の所属庁を把握し、所属庁に対して児童に係る情報を提供

(2) 退所時(措置解除or契約期間の終了等)

○ 障害者支援施設等に入所している子どもの退所事実については、入所措置又は障害者自立支援法に基づく介護給付費等の支給を行う市町村(保護者の住所地の市町村:A市)が把握していることから、保護者の住所地の市町村(A市)は把握時点で施設等の所在する市町村(B市)に対して連絡することにより、二重認定の防止を担保する



【事務の流れ】

○ 子どもが障害者支援施設等を退所した場合、契約が終了した時点(i)で児童の入所前の居住地の市町村(A市)に対して施設等から報告があるため(ii)、A市において退所事実を把握することが可能(措置入所の場合もA市が措置解除を行うため把握可能)

- ① 退所事実を把握したA市の障害者施設等担当部門は、施設等からの報告があった際、子ども手当担当部門に対して児童に係る情報(入所年月日、児童の氏名、児童の住所(入所前)、保護者の氏名・住所、施設等の所在市町村)を提供
- ② 情報提供を受けたA市の子ども手当担当部門は、施設等の所在する市町村(B市)に対して児童に係る情報(退所年月日、児童の氏名、入所施設名)を提供するとともに、保護者に対して申請勧奨(※)を行う(②')
- ③ 退所事実を把握したB市においては、施設等に対して消滅処理等を行う。

※保護者が公務員の場合は、施設入所時に保護者の消滅処理をする際、児童が退所し、再び支給要件を満たすこととなった時には申請をするよう、所属庁から勧奨する

3. 児童福祉施設最低基準等の改正について (施設設置者・里親等による子ども手当の適切な管理)

- 子ども手当の支給を受けた児童福祉施設等の設置者・里親等は、法の趣旨に鑑み、子ども手当をその趣旨に従って用いなければならないことから、児童福祉施設・里親等における子ども手当の取扱いについて児童福祉施設最低基準や里親が行う養育に関する最低基準等において規定する予定。

【最低基準等に規定する事項(予定)】

- 施設設置者・里親等は、子ども手当の支給を受けたときは、次により管理しなければならない。
- ・ 自己の所有する財産と区分して管理すること
 - ・ 子ども手当の支給の趣旨に従って用いること
 - ・ 収支の状況を明らかにする帳簿を整備しておくこと
 - ・ 子ども手当を入所中に、又は退所後速やかに児童に帰属させること

【最低基準等の施行通知等に規定する事項(予定)】

- 上記を満たす管理方法として、施設の設置者・里親等は、原則、子ども名義の口座を開設して子ども手当を預金し、通帳を管理することとする
- 親権との関係で、子ども手当の受給権者である施設設置者・里親等は、原則、子どもに贈与(子ども名義で預金)する際に、子どもに対し、民法第830条に基づき、親権を行う父母等ではなく、施設長・里親等において子ども手当管理する旨の意思表示をすること。(国公立施設については、子ども手当の請求に際して、設置者たる自治体等が子ども手当の贈与及び民法第830条の意思表示をすること)

【参考】民法(抄)

(第三者が無償で子に与えた財産の管理)

第830条 無償で子に財産を与える第三者が、親権を行う父又は母にこれを管理させない意思表示をしたときは、その財産は、父又は母の管理に属しないものとする。

- 子ども手当の使途については、措置費でカバーされないプラスの部分であること

4. 施設入所等子どもの銀行口座開設のための 本人確認書類について

- 施設等入所等子どもにかかる子ども手当については、子どもごとに管理する仕組みとなることから、原則として、子どもの名義の新規の口座開設が必要となる
- 口座開設のためには、本人確認の書類として、子どもの氏名、住居、生年月日が記載された公的機関が発行した書類(写し不可)が必要

施設設置者等から認定請求等があった時点で、認定に係る子どもの口座が開設されておらず、口座開設のために必要な本人確認書類が他にない場合、市町村が証明書を発行する仕組みとする。

※ 上記については、通知等でお示しする予定